

消防事務の委託に関する協定書（案）

〇〇〇市・町（以下「甲」という。）と小田原市（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結した消防事務の委託に関する規約（以下「規約」という。）第 11 条の規定に基づき、この協定を締結する。

1 運営計画の変更手続きに関する事項

甲乙及び中井町、大井町、松田町、山北町、開成町（以下「関係市町」という。）が策定した神奈川県西部広域消防運営計画（以下「運営計画」という。）に記載された事項を変更しようとする場合は、甲乙及び関係市町の長による協議を経るものとする。

2 神奈川県西部広域消防運営協議会に関する事項

(1) 設置日

運営計画に基づき設置する神奈川県西部広域消防運営協議会（以下「運営協議会」という。）については、消防事務の委託開始日である平成 25 年 3 月 31 日に設置するものとする。

(2) 構成員

運営協議会の構成員は、次のとおりとする。

- ① 甲乙及び関係市町の長
- ② 甲乙及び関係市町の議会議員各 2 名

3 財務に関する事項

(1) 経費の支払時期

規約第 3 条第 1 項の規定により甲が負担する各年度の経費については、分割し四半期毎に支出する。なお、四半期毎の支出期限は各期末（6,9,12,3 月の各末日）までとするものとする。

(2) 特別会計の設置

乙の長は、平成 25 年 4 月 1 日を以って、委託事務に係る特別会計を設けるものとする。

(3) 債務

委託事務に関し、乙が地方自治法第 230 条第 1 項の規定により地方債を起すことにより生ずる公債費に対して甲が負担すべき債務については、運営計画に基づく負担方法により、地方債を起こした会計年度の 4 月 1 日時点における人口割りにより金額を確定するものとする。なお、乙の長は、債務完了までの負担額表を別途作成し、甲の長に通知するものとする。

4 賞じゅつ金の負担に関する事項

消防賞じゅつ金を支出する際の負担方法は、甲乙及び関係市町の人口割りとするものとする。

5 消防団の組織変更等に係る事前協議に関する事項

甲が管轄する消防団について、分団等の統合又は分割を行おうとする場合のほか、出動区域及び部隊数等を見直す場合等、現状に対し変更を行おうとする際は、事前に乙との協議を経るものとする。

6 消防団の相互応援協定締結に係る事前協議に関する事項

甲が管轄する消防団について、関係市町を含め乙以外の自治体と相互応援協定を締結しようとする場合は、事前に乙との協議を経るものとする。

7 その他事項の委任に関する事項

当協定書及び運営計画に定めのない事項については、甲乙の長の協議により定めるものとする。

平成 25 年 月 日

(甲) ○○○市・町長 印

(乙) 小田原市長 加藤 憲一 印